

米演説大主権グループの書籍「ロータベース」(D)の「化をめぐる著作権訴訟」は、欧州でも波紋を広げた。英語圏以外では反対の意見も根強く、政府と「対応をとった国もある」。こうした動きを受け、和解案の是非を審議していた米ニューヨーク連邦地裁は、十月七日に予定していた公聴会を延期した。(中村陽子)



グーグル訴訟 欧州の動き

中でも、フランスとドイツは、政府として米の連邦地裁に意見書を出し、反対の立場を表明している。ドイツ政府の対応について、ヨアン・バイサット・ドイツ大使館広報部長は「グーグルは非合法という意識があったとしても、ともかくまず行動してしまおうという原則で動いた。そして(権利者に事前に許可を得るなど)手続きを踏んでいたの

では、絶対に得られないような有利な立場を、和解によって得ることになる」などと説明。「これらを検討した結果、政府が反対の立場を明らかにする必要があるとの結論に至った」と話す。

欧州連合(EU)のホームページでは「本のデジタル化は政府が導く必要があるが、民間の力も必要」などとする。欧州委員会のヒビアン・レディ

ング、チャーリー・マククリービー画委員の共同声明が発表されている。デジタル対応のため、欧州の著作権法を整備すべきだなども訴えている。これらに対し、グーグルは同社の公式ブログで、米国内では、和解案に多くの支持があることや、デジタル化の重要性などを強調している。また、AFPなどの報道では、グーグルは欧州に対しては、

非英語圏で反対根強く

仏、独は政府として対応

「Googleとの闘い」(岩波書店)などの著書のある元フランス国立図書館長のジャン・ノエル・ジャンヌネー氏(写真)が国会図書館などの招きで来日し、東京の同図書館で十五日に講演した。

ジャンヌネー氏は「デジタル化は大変重要だが、グーグルは権利者の合意もなく、非常に傲慢な形でデジタル化を進めた」などと、同社の姿勢を批判。また「一見多様性を提供しているように見えても、それは違う。文化の将来を広告で成り立つ民間企業に任せてはいけない。長い目で見なければならぬものが淘汰されてしまふ」と、独占への危機感をあらわにした。

問題の背景には著作権に対する根本的な認識の違いがあると言つ名和太郎さんは「米では純粹にビジネスのための法体系ですが、欧州や日本では、それだけでなく、表現する人の人権を尊重する意識がある」と話す。

互いに相手国の権利を保護するための条約ができたのは十九世紀後半。「媒体は印刷物べらいたくなく、著作物を生み出すのは一部の天才だけという環境でした」だがインターネットの普及などによって、想定を超える事態が起きてい

るといふ。「表現者の数も、媒体の種類も爆発的に増え、著作権者が分からない場合もある。著作物を使う前に権利者の許可をとる、という前提にも、影響が出る段階に入っている」と指摘。グーグルの行為については「許可なしにDB化を進めるのはけしからん、という考えは、筋が通っている。また一社の独占には問題がある」としながらも、「知的財産を時代に合わせて活用していくという点で、新しいモデルを示したとも言える」と話している。

著作権に認識の違い

名和太郎(情報セキュリティ特別研究員)